

# 農林水産部請負工事成績評定通知実施要領

## （目的）

第1 本要領は、農林水産部所掌工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

## （対象工事）

第2 評定点の通知の対象とする工事は、農林水産部請負工事成績評定実施要領第2に規定された評定の対象工事全てとする。

## （評定点の通知）

第3 主務課長又は出先機関の長（以下「所長」という）は、第3次評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点を速やかに別記様式第1「工事成績評定通知書」により通知するものとする。

2 施工中に法令遵守等に係る事故等が発生した場合は、通知を保留し、具体的な処分が決定した時点で、速やかに必要な減点評価を行い通知するものとする。

## （説明請求）

第4 第3の通知を受けたものは、通知を受けた日から14日以内に書面により、主務課長又は所長に評定点等について説明を求められるものとする。

2 説明をを求める書面の提出先は、評定点を通知した主務課及び農林総合事務所とし、主務課長は速やかに農業政策課技術管理室長に通知するものとする。

## （説明請求に対する回答）

第5 主務課長又は所長は、評定点等の通知を受けた請負者から、評定点等についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2「工事成績評定に係る説明書（回答）」により回答するものとする。

2 主務課長又は所長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。また、必要に応じて、各評定者からの聴き取りを行うことができるものとする。

3 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める「農林水産部請負工事成績評定評価委員会規則」及び「農林総合事務所等請負工事成績評定評価委員会規則」に基づき設置するものとする。

4 主務課長又は所長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、農林総合事務所において閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第6 第5の通知を受けた者は、通知を受理した日から起算して14日(「休日」を含む)以内に書面により、主務課長又は所長に対して、再説明を求めることができるものとする。

2 再説明を求める書面の提出先は、回答を通知した主務課又は農林総合事務所とする。

(再説明請求に対する回答)

第7 主務課長又は所長は、第5の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、農林水産部長(室長経由)に報告するものとする。農林水産部長は、別記様式第3「工事成績評定に係る再説明書(回答)」により回答するものとする。

2 農林水産部長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 農林水産部長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、農林総合事務所において閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

【一部改正】平成17年4月1日から適用する。

【一部改定】平成23年1月1日から適用する。